

福井市広報紙広告掲載
広告代理店募集要領

平成30年1月

福井市 総務部 広報課

福井市広報紙広告掲載広告代理店募集要領

1 目的

福井市では、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的に、市が保有する財産及び市が作成する帳票等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載しています。

福井市広報紙「市政広報ふくい」の25日号（以下「広報紙25日号」という。）に民間事業者等の広告を掲載します。それに伴い、広告の募集を行う広告代理店（以下「広告代理店」という。）を入札により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

福井市広報紙広告掲載取扱業務

(2) 業務の指針及び基準等

業務は、関係法令及び「福井市広告事業実施要綱」（以下「要綱」という。）、「福井市広報紙広告掲載実施要領」（以下「要領」という。）その他本市が定める規程により行うものとする。

(3) 業務の内容

- ① 広告の募集及び市への申請業務等
- ② 広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整その他一切の対応
- ③ 要領に定める業務

(4) 広告掲載媒体等

- ① 名称等 「市政広報ふくい」平成30年4月25日号～平成31年3月25日号のうち、8月と12月を除く各月25日号
(A4版・2色刷り・平均約12ページ)
- ② 発行基準日 毎月25日
- ③ 発行回数 年10回
- ④ 発行部数 87,000部
- ⑤ 配布範囲 自治会を通して市内各世帯に配布するほか、公共施設、金融機関、コンビニエンスストア等に配置

※ 福井市ホームページに掲載する「市政広報ふくいPDF版」には広告を掲載しない。

- ⑥ 掲載位置 裏表紙のページの下部
- ⑦ 掲載枠数 1回の発行当たり4枠
(ただし、掲載枠に空きがある場合は、横2枠又は4枠を連結して一つの広告とすることができる。)

(5) 掲載広告の種類等

要綱及び要領の規程に適合するもの。

(6) 広告の規格等

- ① 規 格 1 枠の大きさ : 縦 4 7 mm×横 8 5 mmの四角形
- ② 使用色数 2 色刷り(印刷の色は市が指定する色とする。)

(7) 広告掲載までのスケジュール

- ① 広告掲載申請書・広告原稿提出期限 各号発行月の前月の 1 0 日まで
- ② 掲載可否の決定通知書 概ね各号発行月の前月の 2 4 日まで
- ③ 広告完全原稿の提出 概ね各号発行月の前月の 2 5 日まで
- ④ 広告掲載 各号発行月の 2 5 日

(8) 予定価格(最低価格)

8 0 0, 0 0 0 円(税抜き)

(9) 契約金額の納付

- ① 契約金額は、本市が発行する納入通知書により、平成 3 0 年 5 月 1 日(火)までに納付すること。
- ② 契約金額が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されない。

(10) 留意事項

広告掲載取扱業務のすべてを他の者に委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を他の者に委託する場合は、本市と協議の上、その承認を得るものとする。

3 応募資格

要綱第 7 条の各号いずれにも該当しない者で、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。(個人での応募はできません。)

- ① 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号、以下「施行令」という。)第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に該当しない者(同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。)であること。
- ③ 応募日前 2 年以内に、地方自治体における業務実績(広報紙等への広告、ホームページ広告その他これに類する広告の取扱業務の実績)を有していること。

4 募集要領等の公表・配布及び質疑・回答

(1) 公表

平成 3 0 年 1 月 1 2 日(金)に、福井市総務部広報課(以下「広報課」という。)のホームページに掲載する。

(2) 募集要領等の配布

- ① 配布期間 平成30年1月12日(金)～1月26日(金)
- ② 配布方法 広報課ホームページでダウンロード又は広報課で配布する。

(3) 質疑及び回答

入札参加に当たって質疑がある場合は、質疑書(様式6)を広報課へ提出すること。
質疑書以外での問合せについては、一切受け付けない。

- ① 質疑書の提出
 - 提出期間 平成30年1月12日(金)～1月24日(水)午後5時
 - 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。
- ② 質疑書の回答 競争上の地位その他利害を害するおそれのあるものを除き、随時、広報課ホームページで回答・公表する。

5 入札参加申込書等の受付

(1) 参加表明書等の提出

入札への参加を希望する場合は、次のとおり応募書類を各1部提出すること。

- ① 応募書類
 - 参加表明書(様式1)
 - 会社概要表(様式2)
 - 業務実績表(様式3)
 - 入札書(様式4)
定型封筒に封入し、表書きに「件名 福井市広報紙広告掲載取扱業務」と記入すること。
 - 登記事項証明書(法務局の発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書で、提出時以前3か月以内に発行されたもの(写し可))
 - 印鑑証明書(法務局の発行する印鑑証明書で、提出時以前3か月以内に発行されたもの(写し可))
 - 納税証明書(国税、地方税)ともに提出時以前2か月以内に発行されたもの(写し可)。
国税は、各税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)又は(その3の2)の納税証明書。地方税は、直近2年分の課税されている全税目が記載されている納税証明書。
- ② 提出期間
平成30年1月12日(金)～ 平成30年1月26日(金)午後5時必着
- ③ 提出方法
広報課まで持参又は郵送で提出すること。
※ 郵送の場合は、必ず、書留郵便など配達記録の残る方法で送付すること。

(2) 入札書に記載する金額

- ① 入札金額は、年額を100円単位(税抜き)で記入すること。
- ② 契約金額は、入札書に記載された年額に100分の108を乗じた額とする。

(3) 入札保証金

入札参加者は、その者の見積りにかかる入札金額（税込み）の100分の5以上の額の入札保証金を所定の納付書にて開札日の前日までに納付しなければならない。納付書は、「5 入札参加申込書等の受付（1）参加表明書等の提出」時に渡すこととする。入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定したのち、それぞれ入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。

なお、福井市財務会計規則第93条に該当する場合は、入札保証金を免除する。

(4) 入札参加を辞退する場合

参加表明書提出以降に入札参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を平成30年1月31日（水）午後5時（必着）までに、広報課まで持参又は郵送で提出すること。

※ 郵送の場合は、必ず、書留郵便など配達記録の残る方法で送付すること。

なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された応募書類は返却しない。

(5) その他

- ① この入札に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ② 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

6 広告代理店の決定及び契約手続等

(1) 決定方法等

- ① 提出された書類の審査を行い、「3 応募資格」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とする。
- ② 選定対象者のうち、「2 業務の概要（8）予定価格（最低価格）」に記載する金額以上で、最高の価格で有効な入札をした者を広報紙広告掲載取扱代理店とする。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は当該入札者立会いのもと、くじにより選定する。
- ③ 開札は、平成30年2月2日（金）午前10時から広報課において行う。
開札後、広報紙広告掲載取扱代理店に決定した応募者にのみ結果を通知する。
- ④ 広報紙広告掲載取扱代理店の決定後、広報課ホームページで決定金額を公表する。

(2) 契約の締結

落札者は、別途指示するところにより、落札決定後速やかに契約を締結しなければならない。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金、又は契約保証金に代わる担保（福井市財務会計規則第112条の2に規定）を所定の手続きに従い納付しなければならない。契約内容の不履行と認められる場合を除き、納付された契約保証金は、契約が全て履行された後、契約保証金還付請求書の提出を受けて返還する。

なお、福井市財務会計規則第113条（第2号を除く）に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 広告代理店決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、広告代理店の決定を取り消す。

- ① 正当な理由なくして指定する期日までに、契約の手續に応じなかった場合
- ② 広告代理店決定者が入札者の資格を失った場合

7 スケジュール

募集要領等の配布	平成30年1月12日(金)～1月26日(金)
質疑の受付	平成30年1月12日(金)～1月24日(水)午後5時
質疑の回答	随時、広報課ホームページで回答・公表
参加表明書等(入札書)の提出	平成30年1月26日(金)午後5時必着
開札の実施	平成30年2月2日(金)午前10時

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福井市総務部広報課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

(TEL) 0776-20-5257

(FAX) 0776-20-5438

(e-mail) kohou@city.fukui.lg.jp